

中野区長
田中大輔 殿

中野区子ども・子育て会議
会長 網野 武 博

子ども・子育て支援新制度における利用者負担の考え方について(報告)

中野区子ども・子育て会議の調査審議事項として、意見を求められていた「保育園・幼稚園等の総運営経費を勘案した利用者負担のあり方」等について検討し、「子ども・子育て支援新制度における利用者負担の考え方について」の意見を別紙のとおりとりまとめたので報告します。

別紙

子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という）における利用者負担については、世帯の所得の状況等勘案して定めることとされ、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である区が定めることとされている。

新制度における適切な利用者負担に関して、平成 24 年度の中野区保育サービス利用者負担額適正化審議会の答申で申し送られた検討項目及び新制度における利用者負担額について、子ども・子育て会議において取りまとめられた内容を報告する。

1 中野区保育サービス利用者負担額適正化審議会で申し送られた検討項目について

(1) 認可保育所保育料について、総運営経費から、利用者が負担すべき額について

○現行の保育料水準は、総運営経費に占める利用者負担割合が低いことから、国の基準額まで保育料の見直しが必要である。【資料 2-2】

(2) 幼稚園保育料について、認可保育所保育料との負担額の公平性確保について

○幼稚園利用者の負担がやや高いことから、公平化を図る必要がある。【資料 2-3】

(3) 公私立の幼稚園保護者負担額の公平性についての再検証について

○区立幼稚園の保育料は、私立幼稚園より低い傾向があり、公平化を図る必要がある。

○負担の公平化のため、区立幼稚園保育料も応能負担へ変更する必要がある。

○ただし、認可保育所保育料の見直しの時期については、平成 26 年度から 2 年間の経過措置期間中であることから、経過措置終了後に見直しを行っていくことが適切である。

2 新制度における保育料について

(1) 幼稚園等を利用する児童の保育料

現在は、区立幼稚園では一律の保育料負担、私立幼稚園は園が定める保育料を納入後、就園奨励等により保護者補助を行うことで実質的な応能負担になっている。新制度では、区が定めた保育料を私立幼稚園も徴収することとなることから、幼稚園の保育料を設定する必要がある。

○保育料は、国の定めた就園奨励費をベースとした所得別の水準に、現在の保護者補助金を加味した額とすることが適切である。【資料 2-4】

○公私立幼稚園利用者の負担公平化の観点から、区立幼稚園も私立幼稚園と同様の応能負担に移行することが適切である。

○入園料については、保育料とともに教育に要する費用を賄うために徴収しているものと考えられ、新制度では、教育・保育に要する費用の対価として負担を求める費用は、所得に応じて区が定める保育料を毎月徴収することにより賄うことが基本とされている。このことから、区立幼稚園の入園料について徴収しない方向で検討する必要がある。

○私立幼稚園において、公定価格(国で定める運営費)で賄えない経費については、特定負担額を徴収する(いわゆる上乗せ徴収)こととなる。この徴収に関しては補助が必要と考えるが、その補助内容は、今後検討が必要である。

(2) 認可保育所等を利用する児童の保育料【資料 2-5】

現在は、保育の利用時間にかかわらず、所得税額に基づき、保育料が決定されている。新制度では、国の方針として住民税を基にする方針である。

○利用者の書類提出等の負担を軽減する意味からも、国と同様に所得税による階層決定から区が情報を有している区民税による階層決定への移行を行うべきである。なお、現在実施している経過措置は、引き続き平成 27 年度も実施することが適切である。

○区民税への変更に関しては、所得税との控除の種類や金額の相違や、旧年少扶養控除の再算定の廃止から、収入に変更がなくても保育料の階層が変更となり、負担額が増減するケースが生じてしまうが、制度改正時でありやむを得ないものとする。そのため適切な周知を行っていく必要がある。

(3) 認可保育所等を利用する児童（保育短時間認定）の保育料

新制度では、おおむね 1 日 8 時間まで認可保育所等を利用する保育短時間認定という区分が新設されており、保育短時間認定に関しても保育料を設定する必要がある。

○国の考え方に基づき、保育標準時間認定の場合のおおむね 98.3%の保育料が適切である。

○保育短時間認定で延長保育が必要な場合の延長保育料は、保育標準時間認定の保育料を上限とすることが考えられる。ただし、通常の開所時間を超えて延長保育を実施する場合は、応分の負担を求めることが適切である。また、この点は、国においても検討中であり、その結果を適切に反映する必要がある。

(4) 家庭的保育事業等の給食の提供が無い場合の保育料

現在、保護者が弁当を持参している家庭的保育事業等については、認可保育所保育料より減額した保育料負担となっている。新制度では、給食の提供が基本となるが、給食の提供体制が整うまでは、弁当持参を継続する必要がある。

○給食の提供が必須とされている事業については、弁当持参の期間は、区民税ベースに置き換えた現在の家庭的保育事業等の保育料負担とし、給食の提供が可能になった時点で、保育標準時間認定または保育短時間認定の保育料負担とすることが適切である。

(5) その他

○同一世帯の複数の子どもが、幼稚園、認可保育所等を利用する場合には、認定区分により第 2 子以降の子どもについて負担軽減措置を行うことが適切である。

○幼稚園、認可保育所等の所得階層区分に違いがある。将来的には、国の動向を踏まえて階層設定のバランスを図っていくことが必要である。